

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 8 月 9 日

【会社名】 株式会社ダイフク

【英訳名】 D A I F U K U C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北 條 正 樹

【本店の所在の場所】 大阪市西淀川区御幣島 3 丁目 2 番11号

【電話番号】 大阪(06)6472-1261(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理本部長 齊 藤 司

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝 2 丁目14番 5 号(芝千歳ビル)

【電話番号】 東京(03)3456-2231(代表)

【事務連絡者氏名】 広報部長 大 岩 明 彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 180,540,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社ダイフク 東京本社  
(東京都港区芝 2 丁目14番 5 号(芝千歳ビル))  
株式会社ダイフク 名古屋支店  
(愛知県小牧市小牧原 4 丁目103番地)  
株式会社ダイフク 藤沢支店  
(神奈川県藤沢市菖蒲沢28)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	90,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成28年8月9日開催の取締役会決議によります。  
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号  
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	90,000株	180,540,000	
一般募集			
計(総発行株式)	90,000株	180,540,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。  
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,006		100株	平成28年8月26日(金)		平成28年8月26日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。  
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。  
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとし、

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ダイフク 財務部	大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 大阪法人支店	大阪市中央区今橋4丁目2番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
180,540,000		180,540,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

## (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金については、全額平成29年3月までに発生する滋賀事業所の工場における当社製品である洗車機の生産のための板金加工機械設備の更新に必要な設備投資資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
機械設備の更新	180,540,000	平成28年9月～平成29年3月

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーズ
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 森脇 朗
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 23% 朝日生命保険相互会社 10%

## b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成28年8月9日現在のものであります。

## 株式給付信託(BBT)の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社)とする信託契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の取締役及び執行役員(社外取締役を除きます。以下、「取締役等」といいます。)に対し当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載します。

## (1) 概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた役員株式給付規定に基づき、一定の要件を満たした取締役等に対し、当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、取締役等に各事業年度における役位及び会社の業績達成度等に応じて、加えて当社が定めた中期経営計画の最終事業年度には、中期経営計画における経営目標値の達成状況に応じて、諮問委員会で審議し当社取締役会にてポイントが付与され、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。取締役等に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、取締役等に対して中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

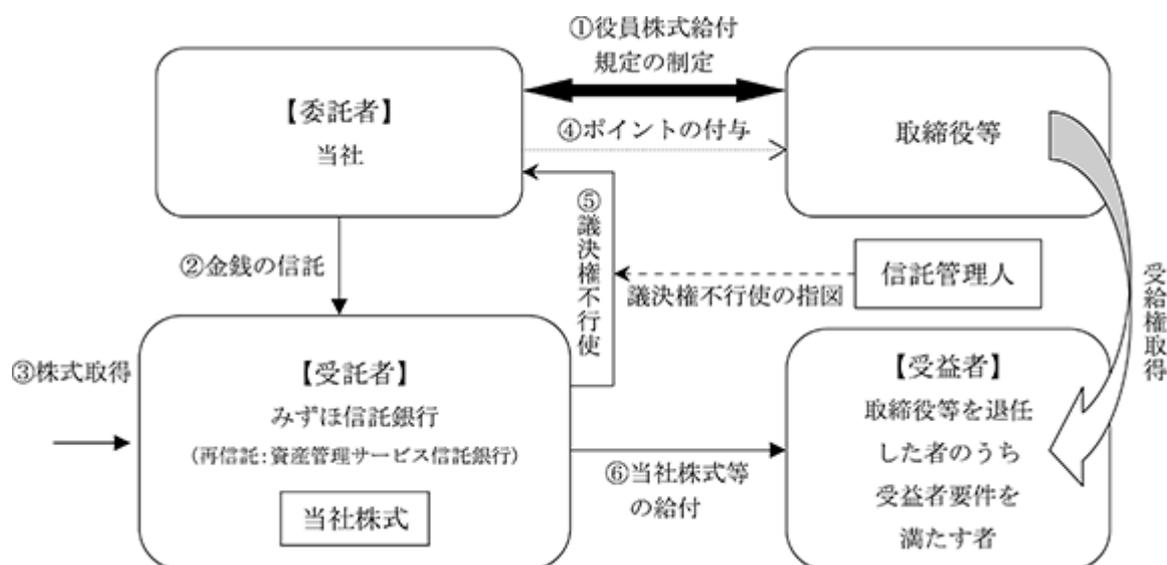
当社は、役員株式給付規定に基づき取締役等に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社)(以下「信託銀行」といいます。)に金銭を信託(他益信託)します。信託銀行は、役員株式給付規定に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を株式市場を通じて又は当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従います。本制度は議決権行使について、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、一律不行使とします。なお、信託管理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して議決権不行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

## (2) 受益者の範囲

取締役等を退任した者のうち役員株式給付規定に定める受益者要件を満たす者

## &lt; 株式給付信託(BBT)の概要 &gt;



当社は、平成28年6月24日開催の株主総会(以下「本株主総会」といいます。 )において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規定」を制定します。

当社は、 の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。

本信託は、 で信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当社は、「役員株式給付規定」に基づき取締役等にポイントを付与します。

本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規定」に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。 )に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規定」に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

## c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、「b 提出者と割当予定先との関係 株式給付信託(BBT)の内容 (1)概要」に記載しましたとおり、取締役等に対して自社の株式を給付し、中長期的な業績向上と企業価値の増大への意識を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その自己株式の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお、本制度においては、「 株式給付信託(BBT)の内容 (1)概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結する予定ですので、信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社(再信託先: 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口))を当社が割当予定先として選定したものです。

## d 割り当てようとする株式の数

90,000株

## e 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、本信託契約に基づき、信託期間内において役員株式給付規定に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)との間におきまして、払込期日(平成28年8月26日)より2年間に於いて、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

## f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、役員株式給付規定に基づき取締役等に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社)に金銭を信託(他益信託)します。

当社からの当初信託金をもって、払込みに要する資金に相当する金銭が割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案により確認を行っております。

## g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従います。本制度は議決権行使について、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、一律不行使とします。なお、信託管理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して議決権不行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人には当社と利害関係のない第三者が就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

## a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日(平成28年8月8日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,006円といたしました。これは、取締役会決議日直前のマーケットプライスであり、当該株価が企業業績や市場の需給環境を反映する、恣意性を排除した合理的な価額であると判断したためであり、特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、処分価額につきましては、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1ヵ月間の終値平均2,037円(円未満切捨)に対して98.48%乗じた額であり、同直近3ヵ月間の終値平均1,935円(円未満切捨)に対して103.67%乗じた額であり、あるいは同直近6ヵ月間の終値平均1,904円(円未満切捨)に対して105.36%乗じた額となっております。

なお、上記処分価額につきましては、当社普通株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準に決定されていること、さらに日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していると認められることから、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を、取締役会に出席した監査役5名(うち3名は社外監査役)が表明しております。

## b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

発行数量については、役員株式給付規定に基づき信託期間中に当社の取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、平成28年3月31日現在の発行済株式総数123,610,077株に対し0.07%(平成28年3月31日現在の総議決権個数1,216,514個に対する割合0.07%、発行済株式総数および、総議決権個数に対する割合はいずれも小数点第3位を四捨五入)となりますが、当社株式等の給付は対象役員の退任等に伴うもので緩やかに行われるため、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。

また、当社としては、本自己株式処分は取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、当社の企業価値向上に繋がるものと考えています。

以上のことにより、株式の希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海 1丁目8番11号	10,263	8.44	10,263	8.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町 2丁目11番3号	8,536	7.02	8,536	7.01
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1丁目5番5号	5,490	4.51	5,490	4.51
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1丁目1番2号	4,080	3.35	4,080	3.35
ダイフク取引先持株会	大阪市西淀川区御幣島 3丁目2番11号	3,899	3.21	3,899	3.20
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 2丁目7番1号	3,833	3.15	3,833	3.15
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関 1丁目4番1号	3,207	2.64	3,207	2.63
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1丁目6番6号	2,745	2.26	2,745	2.26
ダイフク従業員持株会	大阪市西淀川区御幣島 3丁目2番11号	1,829	1.50	1,829	1.50
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿 6丁目27番30号)	1,647	1.35	1,647	1.35
計		45,534	37.43	45,534	37.40

(注) 1. 平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式1,825,436株(平成28年3月31日現在)は割当後1,735,436株となります。ただし、平成28年4月1日以降の単元未満株式の買取りによる変動数および、平成25年12月12日開催の取締役会において決議し導入した「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」により、平成28年3月31日現在において、野村信託銀行株式会社(ダイフク従業員持株会専用信託口)が保有している当社株式133千株については自己株式には含めておりません。

3. 所有議決権数の割合は小数点第三位を四捨五入して表記しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第100期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) 平成28年6月27日 関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第101期第1四半期(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日) 平成28年8月9日 関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年8月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成28年6月27日に関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

該当事項はありません。

### 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書(第100期事業年度)及び四半期報告書(第101期第1四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ダイフク 本店

(大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号)

株式会社ダイフク 東京本社

(東京都港区芝2丁目14番5号(芝千歳ビル))

株式会社ダイフク 名古屋支店

(愛知県小牧市小牧原4丁目103番地)

株式会社ダイフク 藤沢支店

(神奈川県藤沢市菖蒲沢28)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第五部 【特別情報】

##### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。